

平成 2 4 年 8 月 1 日

組 合 員 各 位

大阪府警察信用組合

預金に関する規定の一部改正について

平成 2 4 年 9 月 1 日より、預金に関する規定を下記のとおり変更いたします。

記

■「総合口座取引規定」の新旧対比表

変 更 後	現 行
1. ～11. (省 略) 12.(即時支払) (1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。 ① 支払いの停止又は破産、民事再生手続開始の申立があったとき ② 相続の開始があったとき ③ 第 8 条第 1 項第 2 号により極度額を超えたまま 6 か月を経過したとき ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がありしだい、それらを支払ってください。 ① 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき ② <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>A. 暴力団</u> <u>B. 暴力団員</u> <u>C. 暴力団準構成員</u> <u>D. 暴力団関係企業</u> <u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u> <u>F. その他前各号に準ずる者</u> ③ <u>預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> <u>A. 暴力的な要求行為</u> <u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u> <u>D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為</u> <u>E. その他前各号に準ずる行為</u> ④ その他債権の保全を必要とする相当の理由が生じたとき 13.～17. (省 略) 以 上	1. ～11. (省 略) 12.(即時支払) (1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。 ① 支払いの停止又は破産、民事再生手続開始の申立があったとき ② 相続の開始があったとき ③ 第 8 条第 1 項第 2 号により極度額を超えたまま 6 か月を経過したとき ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がありしだい、それらを支払ってください。 ① 当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき ② その他債権の保全を必要とする相当の理由が生じたとき 13.～17. (省 略) 以 上

■「普通預金規定」の新旧対比表

変 更 後	現 行
1.～10. (省 略) <u>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</u> <u>この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号AからF及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからF又は第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> <u>12. (解約等)</u> (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が前条に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合 <u>(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> <u>① 預金者が、口座開設時及びそれ以降において、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>A. 暴力団</u> <u>B. 暴力団員</u> <u>C. 暴力団準構成員</u> <u>D. 暴力団関係企業</u> <u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u> <u>F. その他前各号に準ずる者</u> <u>② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> <u>A. 暴力的な要求行為</u> <u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u> <u>D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為</u> <u>E. その他前各号に準ずる行為</u> (4) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。 <u>(以下次条を1条ずつ繰り下げ)</u> 以 上	1.～10. (省 略) 【新 設】 <u>11. (解約等)</u> (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。 (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が前条に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合 【新 設】 (3) この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出又は保証人を求めることがあります。 以 上

■「各種定期預金【共通】（条は規定により異なる）」の新旧対比表

変 更 後	現 行
○. (利息) 【単利と複利の記載がある場合は共通】 (1)～(2) (省 略) (3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合及び第○条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を計算します。 ○. (反社会的勢力との取引拒絶) <u>この預金口座は、第○条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第○条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> ○. (解約等) <u>次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> <u>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u> ① <u>預金者が、口座開設時及びそれ以降において、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>A. 暴力団</u> <u>B. 暴力団員</u> <u>C. 暴力団準構成員</u> <u>D. 暴力団関係企業</u> <u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u> <u>F. その他前各号に準ずる者</u> ② <u>預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> <u>A. 暴力的な要求行為</u> <u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u> <u>D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為</u> <u>E. その他前各号に準ずる行為</u> <u>(以下次条を1条ずつ繰り下げ)</u> 以 上	○. (利息) 【単利と複利の記載がある場合は共通】 (1)～(2) (省 略) (3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を計算します。 【新 設】 【新 設】 以 上

■「各種定期預金【共通】（条は規定により異なる）」の新旧対比表

変 更 後	現 行
○. (利息) 【単利と複利の記載がある場合は共通】 (1) (省 略) (2) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に定期預金を解約する場合及び第○条の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続した場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ○. (反社会的勢力との取引拒絶) <u>この預金口座は、第○条第1号AからF及び第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第○条第1号AからF又は第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u> ○. (解約等) <u>次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> <u>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u> ① <u>預金者が、口座開設時及びそれ以降において、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>A. 暴力団</u> <u>B. 暴力団員</u> <u>C. 暴力団準構成員</u> <u>D. 暴力団関係企業</u> <u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u> <u>F. その他前各号に準ずる者</u> ② <u>預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> <u>A. 暴力的な要求行為</u> <u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u> <u>D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為</u> <u>E. その他前各号に準ずる行為</u> <u>(以下次条を1条ずつ繰り下げ)</u> 以 上	○. (利息) 【単利と複利の記載がある場合は共通】 (1) (省 略) (2) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に定期預金を解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続した場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 【新 設】 【新 設】 以 上

以 上